最終更新日：2019年7月10日

アイペット損害保険株式会社
代表取締役 社長執行役員 山村 鉄平
問合せ先：総務部　03-6867-1331
証券コード：7323
https://www.ipet-ins.com/company/ir/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

アイペット損害保険株式会社（以下「当社」）のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることであると考えます。今後とも、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。また、2019年6月22日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。今後、監査等委員会設置会社のもと、取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めつつ経営の機動性を高め、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ドリームインキュベータ	3,034,002	56.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	483,600	9.06
INTERACTIVE BROKERS LLC （常任代理人　インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社）	235,200	4.41
双日株式会社	234,000	4.39
株式会社フォーカス	234,000	4.39
株式会社ソウ・ツー	210,000	3.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社（信託口）	162,000	3.04
アイペット損害保険従業員持株会	91,640	1.72
山村 鉄平	28,100	0.53
工藤 雄太	27,700	0.52

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社ドリームインキュベータ　（上場：東京）　（コード）　4310

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータは、株式の56.87%を保有しております。親会社を含む支配株主等との取引については、取引を行うこと自体に対する事業上の必要性があること、および取引条件の妥当性があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針として、関連当事者取引管理規程を策定しております。同規程に基づき、支配株主等との取引を行う場合においては、当該取引の必要性および取引の妥当性を、取締役会を通じて確認することにより、適正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータは、株式の56.87%を保有しております。親会社との関係については、親会社の取締役が当社の非常勤取締役として就任しておりますが、上場会社のグループにおける知見の活用により、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的としたものであり、当社事業運営の決定を妨げるものではありません。また、親会社従業員との出向契約があり、本出向契約は重要性の判断基準に該当しないため有価証券報告書等による開示対象ではありませんが、当社の取締役会において、取引の必要性および重要性および条件の妥当性を確認しております。
その他、親会社グループとの事実上の競合も発生しておらず、当社の事業運営の独立性は保たれております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
星田　繁和	他の会社の出身者											
比護　正史	弁護士											
石井　雅実	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星田　繁和	○	○	―――	星田繁和氏は、長年の金融機関での実務経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

比護　正史	○	○	―――	比護正史氏は、長年の弁護士としての経験を通じて培われた、企業法務に関する見識に基づき、当社の経営に対して監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
石井　雅実	○	○	―――	石井雅実氏は、保険会社における豊富な業務経験・経営経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識に基づき、監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査部門である監査部の職員は、監査等委員会の職務を補助するスタッフ（以下、「監査等委員会スタッフ」）として、監査等委員会の職務を補助し、その業務に関して必要な情報収集権限を有しております。また、監査等委員会スタッフに対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得たうえで行うほか、監査等委員会スタッフは、その業務に関して監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員以外の取締役等からの指揮命令を受けないこととしております。以上のように、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員会である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務にあたることができる体制としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人および内部監査部門の3者による定期的な連絡会を開催しており、各監査の実施状況や結果等について意見交換を行うことで適時連携を図り、実効性ある監査の実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入
本制度は、株主価値と取締役および従業員の利益を一致させることにより、取締役および従業員の業績向上や起業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることができるといった観点から、ストックオプションを付与することとしております。その付与については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において、業績等に対する貢献度等の要素を総合的に勘案して決定しております。
※以下の譲渡制限付株式報酬制度の導入により、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行いません。

譲渡制限付株式報酬制度の導入
本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く。）および従業員に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

当社では、監査等委員である社外取締役のうち1名は常勤監査等委員として社内に常駐しており、管理部門を中心に、適宜該当部署・担当者に対して直接ヒアリングを行っております。また、取締役会等の重要会議体の資料についても会議開始前に連携する体制をとっております。今後も必要に応じた体制を布く予定であります。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る主要な機関・機能は次のとおりであります。
①取締役会
当社の取締役会は、10名で構成され、うち3名は社外取締役であります。代表取締役を議長とし、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。当社の取締役会は、原則毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
②監査等委員会
当社の監査等委員会は、3名で構成され、全員社外取締役で構成されており、うち1人は常勤監査等委員であります。常勤監査等委員を議長とし、原則毎月1回定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。各監査等委員は、それぞれ専門的な立場において豊富な経験と高い見識を有しており、内部統制システムを活用した監査・監督を実施し、取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べます。また、監査等委員である取締役は、必要な情報の収集や調査を監査部に指示し、監査部が収集した情報や調査の結果を監査等委員会に提示することにより、監査の実効性を確保しております。
③経営会議
当社は、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について協議を行い、または経営に関する重要事項について報告を受け、会社の経営目標を達成すべく、重要事項を把握、もしくは協議することを目的とし経営会議を設置しております。経営会議は、原則毎月2回以上開催し、代表取締役を議長とし、所定の常勤取締役、執行役員、部長および室長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員、監査部長が参加しております。
④ERM委員会
当社は、経営会議の諮問機関として、全社のリスクの分析およびそれに基づく対応の検討・実施、リスク管理態勢の適切な運営ならびにリスク情報の経営計画等への反映を目的としERM委員会を設置しております。ERM委員会は原則四半期毎に開催し、コンプライアンス・リスク管理部管掌役員を委員長とし、所定の常勤取締役、執行役員、部長および室長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員、監査部長が参加しております。
⑤コンプライアンス委員会
当社は、経営会議の諮問機関として、コンプライアンスに関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施、ならびにコンプライアンス態勢を適切に運営することを目的としコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則毎月1回開催し、コンプライアンス・リスク管理部管掌役員を委員長とし、所定の常勤取締役、執行役員、部長および室長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員、監査部長が参加しております。
⑥事務委員会
当社は、経営会議の諮問機関として、事務処理に関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施ならびに事務処理態勢を適切に運営す

ることを目的とし事務委員会を設置しております。事務委員会は原則毎月1回開催し、事務企画部管掌役員を委員長とし、所定の常勤取締役、執行役員、部長および室長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員、監査部長が参加しております。

⑦システム委員会

当社は、経営会議の諮問機関として、社内システム全般に関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施ならびに事務処理態勢を適切に運営することを目的としシステム委員会を設置しております。システム委員会は原則毎月1回開催し、情報システム部管掌役員を委員長とし、所定の常勤取締役、執行役員、部長および室長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員、監査部長が参加しております。

⑧商品委員会

当社は、経営会議の諮問機関として、商品および付帯サービス等の開発・改廃に関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施ならびに商品開発等の態勢を適切に運営することを目的とし商品委員会を設置しております。商品委員会は原則隔月1回開催し、経営企画部管掌役員を委員長とし、所定の常勤取締役、執行役員、部長および室長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員、監査部長が参加しております。

⑨財務管理委員会

当社は、経営会議の諮問機関として、流動性リスクおよび資産運用リスクに関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施、ならびに流動性リスクおよび資産運用リスク態勢を適切に運営することを目的とし財務管理委員会を設置しております。財務管理委員会は原則四半期毎に開催し、財務経理部管掌役員を委員長とし、所定の常勤取締役、執行役員、部長および室長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員、監査部長が参加しております。

⑩監査部

当社は内部監査部門として監査部（5名）を設置し、内部監査を実施しております。監査部は、社内の各部門から独立した組織として客観的な立場から、法令遵守態勢等を含む内部管理態勢の適切性・有効性について他の部門からの干渉を受けることなく検証・評価を行い、課題の改善に向けた指摘・提言を行います。そして、内部監査実施後も是正改善の状況について適時フォローアップ監査を行い、内部監査の実効性確保に努めています。また、監査等委員会および会計監査人との定期的な連絡会を設けており、各監査の実施状況や結果等について意見交換を行うことで適時連携を図り、実効性ある監査の実施に努めております。

⑪会計監査の状況

当社はEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行する社員は、佐藤明典及び鴨下裕嗣であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他15名であります。

⑫社外取締役について

当社は、高い独立性及び専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監視・監督により、当社の企業統治の有効性を高める目的で、社外取締役を3名選任しております。社外取締役3名はいずれも監査等委員である取締役であり、監査等委員として監査部に必要な指示を行います。また、社外取締役は、取締役会、各種委員会等の会議を通じて内部統制部門との情報交換・連携を行うとともに、会計監査人と定期的に意見交換を重ねることで相互連携を図り、取締役の職務執行に対する監査を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念に掲げ、健全かつ安定した事業経営、ご契約者さまの保護、お客さまの利便性向上および透明性のある経営を軸として企業価値向上に努めております。これらを推進する経営態勢として、当社は執行役員制度の導入による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る一方で、独立役員の要件を満たす社外取締役の選任等を通じて経営監督機能を強化し、実効性のあるコーポ レート・ガバナンス態勢の構築に努めております。

また、2019年6月22日開催の定時株主総会の決議により、取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めつつ経営の機動性を高め、これらにより当社の企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の発送を検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日を避けるとともに、出席しやすい場所（ホテル・貸会議室等）を確保いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権の行使ができる環境整備を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在参加しておりませんが、参加を含め今後検討いたします。
その他	招集通知は、開催日の3週間以上前に当社ウェブサイトおよびTDNetにより開示しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社やIR支援会社が主催する個人投資家向けの説明会に随時参加しております。説明会の内容につき、一部当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、代表取締役を説明者とする決算説明会を開催しており、説明資料は、当社ウェブサイトに掲載しております。また、年間を通じてIR担当者が機関投資家と随時面談をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知、株主総会の決議通知等のIR資料は、当社ウェブサイに掲載しています。 （https://www.ipetins.com/company/ir/index.html）	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務経理部、資産運用部、総務部の各部門が連携しIR活動を担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、お客さまの声に真摯に対応し事業に反映するとともに、当社を取り巻く社会課題の解決や環境の改善に貢献することを通じて、お客さまが安心してペットと暮らせる社会の実現を目指しています。また、それらの活動が私たち自身の利益だけではなく、ステークホルダーとの共有価値の創造に繋がるものと考える「CSV基本方針」を2017年3月に制定いたしました。CSV活動における重点テーマとしてお客さま対応、社会貢献、環境保護の3つを設定し、ペット保険会社だからこそできる活動に取り組んでおります。当社の活動の一例を以下に記載いたします。 ①児童への動物愛護教育の支援活動 当社は、小学校を中心に動物愛護についての教育を行っている特定非営利活動法人の活動を支援しています。この活動は、子どもたちに命の大切さを学んでもらうとともに、子どもたちがペットに対する正しい知識を得ることを目的として授業を実施しています。 ②災害救助犬ボランティア・ベンダーの設定 本社執務フロア内に、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」を設置しています。ボランティア・ベンダーとは、「ボランティア・ベンダー協会」の社会貢献型自動販売機で飲み物を1本購入すると、3円が寄付金となって指定の公益団体へ寄付できるという仕組みです。当社では、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」の設置により、一般社団法人ジャパンケネルクラブの災害救助犬育成活動に寄付を行っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制の構築に向け、内部統制に関する基本的な考え方や取組み方針等を「内部統制システムに関する基本方針」として、取締役会で決議し制定しております。

内部統制システムに関する基本方針

1．当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、保険業法に基づき認可を受けた保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するための態勢を構築する。
(2) 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努める。
2．取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役会および経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。また、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行う。
(2) 取締役会は、法令等遵守の具体的なコンプライアンスを推進するための基本的な方針として「倫理規範」および「コンプライアンス基本方針」を定め、役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。
(3) コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置する。
(4)「アイペットヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む。）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備する。
(5) 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組み、コンプライアンス委員会で反社会的勢力への対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行う。
(6)「情報セキュリティ基本方針」を定め、個人情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
(7)「利益相反管理に関する基本方針」を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための態勢を整備する。
(8) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行う。内部監査結果については監査等委員会に報告を行い、監査等委員は取締役会に報告する。
3．リスク管理に関する体制
(1) 取締役会で適切なリスク管理を行うため、「リスク管理方針」を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備する。
(2)「リスク管理方針」にしたがい、リスク管理を適切に実施するための組織・体制を整備し、その責任を明確にするとともに、当社の抱えるリスクおよびリスク管理の状況を取締役会に報告する。
(3) リスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告等を行う。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時取締役会または電子による取締役会を開催し、重要な決定を行う。
(2) 規程等、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備する。
5．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
規程等を定め、取締役会等の重要な会議の議事録および関連資料ならびにその他取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図る。
6．監査等委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
(1) 監査部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、監査部の職員は監査等委員会の職務を補助するスタッフ（以下、「監査等委員会スタッフ」）として、監査等委員会の職務を補助する。
(2) 監査等委員会スタッフに対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得たうえで行う。
(3) 監査等委員会スタッフは、その業務に関して監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員以外の取締役等からの指揮命令を受けない。
(4) 監査等委員会スタッフは、その業務に関して必要な情報収集権限を有する。
7．監査等委員会への報告に関する体制
(1) 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告し、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査等委員会に報告する。
(2) 監査等委員会へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならない。監査等委員会は、その事実を知った場合は、代表取締役に対して是正を要請することができる。
(3) 監査等委員会が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告した場合は、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査等委員会に報告する。
(4) 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査等委員会に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。
8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
(2) 監査等委員は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができる。
(3) 役職員は、いつでも監査等委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催する。
(4) 監査等委員が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査等委員の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。
(5) 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に努め、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力に対して断固たる姿勢で臨んでおります。また、「反社会的勢力等への対応に関する規程」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に組織一体となって取り組んでおります。
反社会的勢力等対応部門は総務部とし、総務部は、反社会的勢力等との一切の関係を遮断するため、反社会的勢力等と疑われる者または団体の情報の集積を行うとともに、緊急時の対応のため、全国暴力追放運動推進センター・弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。
また、具体的な反社会的勢力等との取引防止および関係遮断に関する対応策については、総務部長が起案し、取締役会が決裁しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

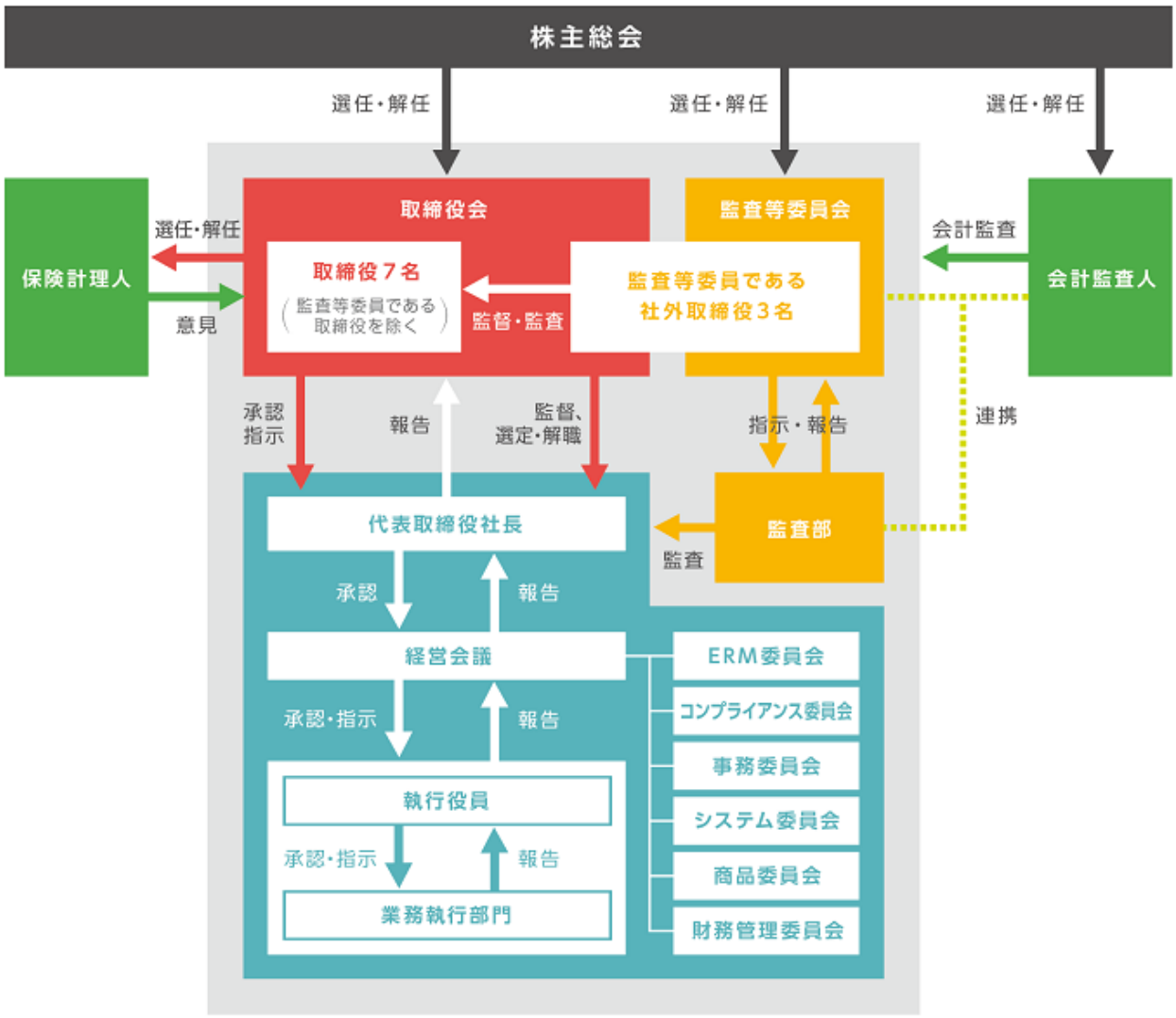
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

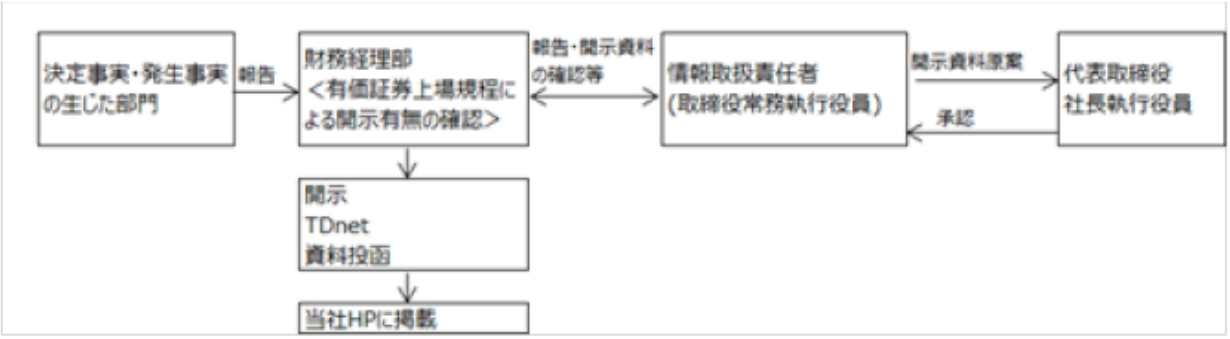
2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の整備に向けた取組み
当社は、金融商品取引法、同法の政省令及び貴証券取引所の定める諸規則に基づくほか、内部情報に関する管理基準及び重要事実の公表等に関する運用指針として「適時情報開示規程」を定め、これらを適切に運用することにより、適時に、迅速かつ正確な情報開示を行える社内体制の整備に努めております。また、社内情報は以下の3つに分けており、収集された情報はいずれも適時開示責任者に集められ、所要の検討･手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表されることとされております。
(1)決定事実に関する情報
取締役会等の重要会議における付議事項は、情報取扱責任者に予め報告され、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討できる仕組みとなっております。重要事実に該当するものがあれば、決議後直ちに開示できるよう開示担当部署である財務経理部に開示資料の作成を指示し、所定の手続きにより開示を行います。
(2)発生事実に関する情報
該当事実が発生した場合、発生事実の生じた部門から財務経理部へ報告されます。財務経理部は、開示の必要性を検討し、開示資料を作成するとともに、情報取扱責任者、代表取締役の決裁を経た後、速やかに公表できる体制とします。
(3)決算に関する情報
財務経理部を中心として、経営企画部や総務部等と共同して、決算短信等の決算開示資料を作成し、決算日後45日以内に公表できる体制の構築を目標に準備を進め、目標達成の目途が立っております。



【適時開示体制の概要(模式図)】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー

